

## 岡山市製造業等販路拡張支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市場開拓及び販路の拡張を図るために見本市、展示会等（以下「見本市等」という。）に、市内で開発し、又は製造した自社の工業製品、ソフトウェア、技術、サービス等（以下「工業製品等」という。）を出品しようとする企業等に対し、予算の範囲内において岡山市製造業等販路拡張支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山県外で開催される見本市等へ工業製品等を出品する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- (1) 即売を主目的として見本市等へ出品する事業
- (2) 当該見本市等へ出品するにあたり他から助成を受けている事業

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業者

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所を有し、自ら製造業、ソフトウェア業又は建設業を営むもの

- (2) その他市長が特に必要と認めた団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していないもの
- (2) 規則第8条による補助金の決定の通知を受けた後、補助事業者の自己都合により申請を取り下げ、当該取下げの日の属する年度から起算して2年を経過していないもの
- (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当

該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していないもの

(補助事業の募集)

第5条 市長は、募集時期、募集回数、募集期間等を定め、補助金の交付の申請をしようとするものを募るものとする。

2 前項の募集時期は、毎年度の4月から9月までの前期及び10月から3月までの後期の2期とし、募集回数は、各期それぞれ1回とし、募集期間は、見本市等が開催される期日等に応じて別に定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と判断した場合は、前項の規定による募集時期又は募集回数に変更を加えることができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をするに当たり、海外販路開拓を目的として海外で開催される見本市等へ出品するもの(以下「海外見本市出品」という。)及び第7条ただし書に規定する事由に該当するものを優先するものとする。

(補助金の交付の制限)

第7条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、同一会計年度に1回のみとする。ただし、天災地変等補助事業者の責めに帰すべき事情によらない事由により、見本市等が翌会計年度に延期された場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第8条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、見本市等への出品に際し、補助事業者が主催者等に支払った小間料の総額(角小間加算等を含む)とする。ただし、海外見本市出品については、小間料に加え、展示装飾費、製品輸送費(輸送にかかる保険料、輸出入諸費用を含む。)、通訳費及び広報・宣伝活動費(パンフレット、パネル、資料等のうち、補助対象事業のために新規に作成したものに限り(翻訳費用等を含む。))を補助対象経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、250,000円を上限額とする。ただし、海外見本市出品の場合は、400,000円を上限額とする。なお、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項における小間料は、当該小間料を補助金の交付の申請前に支払ったものについても、補助対象経費とする。

(軽微な変更)

第9条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。

- (1) 補助事業等の経費所要額の増減が20%を超える場合。
- (2) 補助事業の対象見本市等が変更となる場合。
- (3) 完了予定日までに補助事業が終了しない場合

(報告)

第10条 市長は、補助事業者に、補助事業完了後の効果を把握するため、必要に応じて、出品物の取引状況等についての報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年3月2日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月14日決裁)

この要綱は、平成25年8月14日から施行する。

附 則 (平成28年5月25日決裁)

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日決裁)

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年2月20日から適用する。

附 則 (令和3年2月26日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。